

須賀川労働基準協会 通信 (令和6年6月号)

【通常総会開催】 5月22日(水)

5月22日、令和6年度の総会を開催いたしました。
 来賓として、福島労働局労働基準部監督課の渡辺満課長、須賀川労働基準監督署の齋藤敏彦署長にご臨席いただきました。
 協会を代表して、大塚裕昭会長から総会出席者へ、お礼と慎重審議をお願いし、総会を開始しました。
 審議に先立ち事務局から本日の出席者数及び委任状提出数合計が240社で過半数を超えており総会が成立していることを確認し、議長に橘豊男氏、議事録署名人に山口聖史氏と本柳靖二氏の両名をお願いし、審議が始まりました。



総会での審議の様子

○ 第一号議案

令和5年度の活動報告で特筆すべきは、須賀川市で10年ぶりに、福島県産業安全衛生大会を開催したことであり、県内各地から参加された皆さんをお迎えするため、会員事業場のみなさんにご協力をいただき、無事県安全衛生大会を開催することができました。
 県大会以外でも地区安全衛生大会・各種説明会などの安全衛生啓蒙活動や「教育講習」事業も事業計画とおり実施いたしました。教育講習は新たな講習が加わり、受講者が大幅に増加し、収入が増加しました。
 上記の「公益事業」に加え収益事業として安全衛生用品の販売や労働保険事務組合業務、健康診断の斡旋業務などの事業実績報告を行い、令和5年の事業実績報告とさせていただきます。



大塚裕昭会長 福島労働局 渡辺監督課長 須賀川労働基準監督署 齋藤署長

○ 第二号議案

会計報告として「貸借対照表」「正味財産増減計算書」について説明をいたしました。主に前年度との比較をしながら、令和5年度の決算の特徴を報告・説明しました。
 収入面では新たな「教育講習」の実施により受講者が大幅に増加し、前年度比で86%増、金額として480万円の増加となりました。令和4年度に国や県からいただいたコロナ対応の「持続化給付金」などはなくなったものの、収入全体としては増加し最終損益では前年度の赤字から令和5年度は黒字へ転換し、150万円の黒字で着地しました。

○ 第三号議案

理事・監事の任期は来年令和7年の総会までありますが、2名の理事から辞任届が提出されており、補充の形で新たに2名の理事就任について、承認をお願いいたしました。退任理事、就任理事は下記のとおりです。
 なお、新たに就任された理事の任期は前任者と同様令和7年度の総会までとなっております。

退任理事 (敬称 略)

伊和和弘(日本工営エナジーソリューションズ(株)) 佐藤芳之(マーレエンジンコンポーネツジャパン(株))

就任理事 (敬称 略)

林 秀彦(日本工営エナジーソリューションズ(株)) 半谷喜吉(マーレエンジンコンポーネツジャパン(株))

○ 報告事項

「労働保険事務組合業務」に関して、労働保険料の徴収と納付を遅滞なく処理していることを報告しました。

総会議案書記載の「3つの議案」及び「1つの報告」は全議案とも満場一致で承認をいただきました。
 なお、「事業計画」「予算案」については、公益社団法人として3月末までに監督官庁である福島県へ報告することが義務づけられており、3月の「理事会」が正式決定機関となっており、総会での審議は行っておりません。
 事業計画・予算については協会通信4月号及びホームページに掲載しております。

【5月の協会活動】

<玉掛け技能講習> 5月18、19、21日

「玉掛け技能講習」は年間に3~4回実施しております。クレーン等を利用して、重い荷物を運ぶとき荷物をクレーンに吊り下げる操作が「玉掛け作業」です。重量物を運搬するときに必要な基礎的な技能・資格となります。
 力学・クレーンの構造・玉掛の実技・法令等の学科を2日間勉強し、3日目に実技の講習を受けます。学科試験・実技の技能習得チェックに合格して資格を取得できます。



< 玉掛け技能講習実技 >

<職長教育> 5月28、29日

製造現場の管理監督者を対象とした安全教育です。今回の講習には23名の方に受講をいただきました。
 「職長」という役職名で象徴される現場の監督者を対象とした教育で労働安全衛生法で受講が義務づけられています。製造工場の職場の安全衛生をメインテーマにしていますが、部下の教育・現場の管理など製造現場の管理全般に講習対象は広がり、受講者の多くから「勉強になった、職場で生かしたい」との感想をいただきました。



< 保護具管理者講習 >

<化学物質管理者に準ずる講習> 5月10日

<保護具管理者講習> 5月30日

これら2つの教育講習は昨年度から新たに実施している、講習で「化学物質」の管理に関する労働安全衛生法が改正されたことによって、化学物質を取り扱っている事業場において、受講が義務づけられて、多くのみなさんに受講をいただいております。
化学物質は種類が10万件以上と種類も多く、1つ1つの化学物質を特定して法律で対応を指示することが難しいことから、各事業場自らが使用している化学物質を特定し、安全衛生の面から処置すべき事項を判断し、事業場において管理をする方向に改められました。そのため「化学物質管理者」「保護具管理者」の責任が重要になることから「化学物質管理者」「保護具管理者」の講習受講が義務化されました。

【福島労働局・須賀川労働基準監督署からの要請と情報】

5月に入って、福島労働局および須賀川労働基準監督署から「熱中症予防対策」に関する要請資料をいただきました。
 5月から9月までがキャンペーン期間になりますが、近年の気温上昇を受けて、4月も準備月間として、注意を呼び掛けております。

いただいた資料によりますと「熱中症」による業種別死傷者数は多い順に「建設業」21%「製造業」20%「運送業」14%「警備業」10%「商業」10%その他25%となっており、屋外での仕事が多い「建設業」「運送業」「警備業」で多く発生しており、死亡者は令和4年30人、令和5年28人です。

対策として、ステップ1で『暑さ指数の把握と評価』を行いステップ2として ①暑さ指数の低減 ②休憩場所整備 ③服装 ④作業時間管理 ⑤水分塩分補給 ⑥持病を持っている方への対応 ⑦日常の健康管理 ⑧作業中の巡視 ⑨異常時の措置 をあげています。

資料全体は協会のHPからダウンロードしてご覧ください。

— 事業主のみなさんへ —

令和6年度 労働保険(労働災害・雇用保険)の更新期日
6月3日(月) ~ 7月10日(水)

